

國學院大學學術情報リポジトリ

下総国香取郡大根村における野境論と野の利用

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高見澤, 美紀 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000666

下総国香取郡大根村における野境論と野の利用

高見澤 美 紀

はじめに

國學院大學図書館所蔵貴重書である享保五（一七二〇）年「下総国香取郡本矢作村・大根村野境論裁許絵図」^[1]については、前稿で裁許絵図のトレース図と裁許文の翻刻とともに、裁許文から読み取れる野境論の概要や絵図作成の経緯を若干の解題として付した。^[2]その際、関連する訴訟史料の存在は確認できていたものの、閲覧に至らず、内容の詳細については課題としておいた。

本稿では、下総国香取郡大根村（現千葉県香取市大根）に伝来した史料から、享保五年の野境論の詳細を明らかにするとともに、この一件を含めた近世初期から後期に至る当該地域の野境論について考察を加えるものである。

一．享保五年の裁許と寛永期の野境論

享保五（一七二〇）年十月四日、寺社奉行酒井修理亮忠音をはじめとした評定衆十一名^[3]の署名・押印した裁許が下

された。訴訟方は下総国香取郡本矢作村、相手方は同国同郡大根村、論所は「礧花」とよばれる野で、この地での両村の野境をめぐる争論に対するものである。

下総国香取郡大根村は下総台地北部に位置し、村高は五三二石余、享保五年当時の支配は旗本杉浦氏・山岡氏・中山氏・平岡氏の相給村落であった。下総台地はいわゆる「舌状台地」であり、台地上はススキなどの植生が見られる平坦な土地が広がり、大根村では集落・野としての利用がある。台地面の高度は十メートルほどと低いものの、台地の斜面は切り立った崖様で、松などの立木が生い茂る。また、谷津頭や斜面からの湧水によって谷津田が形成され、台地下の平野には田畑等の耕作地が広がるといった景観がうかがえる。¹⁾

大根村の集落と野、その南側に谷津田を挟んで論所の礧花（礧花台）²⁾があり、さらにその南は幕府直轄牧である油田牧³⁾と台地上での地続きとなっていた。礧花と油田牧の間には番人がついた木戸が設けられており、夜間には牧から続く道を締め切った。これは牧からの野馬の逃亡を防ぐとともに、野馬の盗難、牧の火災を予防するためである。また、この台地下には谷津田を囲むようにして野馬除け土手が設えられ、耕作地への野馬の侵入を防いだ。

訴えを起こした本矢作村は大根村の東境に接する村である。村高は五二八石余、大根村と同じく旗本相給村落で、享保五年当時は神谷氏・杉浦氏・新見氏・中根氏・大久保氏の五人の旗本が本矢作村を支配していた。本矢作村の景観も大根村同様ではあるが、礧花周辺はより複雑に入り組んだ谷津が形成されている。平坦地が少ないうえ集落があるため、この辺りは野としての利用に限界があったと考えられる。

こうした地理的背景を持つ両村の境論に対する裁許文は次のものであった。

【史料1】⁶

(絵図面略)

下総国香取郡本矢作村^与大根村野境論裁許之事、本矢作村訴趣、大根村と野境、礮花之田地雨水溝より野場^者大
 道通、両村持之木戸際迄御座候処、此度従大根村右野場を割、芝くれを上ケ、松林伐荒候、寛永十九年取扱証
 文之通守之候様^二相願之旨申之、自大根村^者論所境、寛永年中取扱証文礮花台と沢との折目、古境塚通り相濟候処、
 当二月相手村より当村林伐荒、右境塚切崩、且両村持と申立候木戸土手共普請当村より仕之、番人附置之由答之、
 遂吟味之上、境塚新古之訳・松林村持之儀・木戸普請等双方争論就難決、向寄御代官野田三郎左衛門・松平九郎
 左衛門堤方之手代兩人差遣令見分処、切崩候塚跡所々相見^江、其上大根村申立ル式拾四ヶ所之内前後式ヶ所之塚
 今以慥有之、古来之有形無紛、殊大根村之者新規境塚築立候ハ、其假差置可訴出儀、本矢作村百姓出入可企之巧
 を以切崩候段歴然也、然上^者七十九年以前古之境験建置候と有之古証文之場相決、本矢作村よりハ大道通境之由
 雖申之、一向為非分、其外林伐荒之儀・木戸普請等双方申争候得共、如古来境相極上^者勿論可為大根村申通、右
 之切崩候塚跡、従本矢作村築立之、伐置候松木大根村^江取之、向後互不可及異論、仍絵図面引墨筋、令裏書各加
 印判、双方^江下置之間、不可違失者也、

享保五年庚子十月四日 寛平太^印駒肥後^印大下野^印伊伊勢^印水伯耆^印

大越前[㊦]中出雲[㊦]土伊予[㊦]松対馬[㊦]牧因幡[㊦]酒修理[㊦]

この裁許文からは享保五年二月に礮花において松林の伐り荒らし、境塚の破壊があったことが窺える。本矢作村・大根村ともに論所は自村内であり、相手が境を越えた、と主張して争論となった。評定所での吟味に加えて、代官手代兩名による論所見分も行われている。⁽¹⁾その上で、大根村の主張が入れられた形で境が決定したのである。これに伴い、境塚の切り崩し・松林の刈り荒らしも本矢作村によるものとして、塚の再建・松木の引き渡しも本矢作村に命ぜられる結果となった。

ところで、この時の境決定に大きく関与していたのが寛永十九（一六四二）年の取扱証文である。史料1の傍線部はすべてこの取扱証文を指しており、裁許もこの「古証文之場」を境と決定した。江戸時代の境論裁許において、同一論所で過去に境争論があった場合、多くがその前例での決定に倣っており、礮花においても、前例となる境争論が寛永十九年にあったことが窺える。しかし、裁許文にある通り、本矢作村・大根村双方が自らの境主張の根拠としてこの証文をあげているのである。同じものでありながら、なぜ主張に食い違いが見られるのか。寛永十九年の証文を見ておきたい。

【史料2】⁽⁸⁾

互取替し候手形之事

一此度本矢作村・大根村両境論致、御 公儀之公事可罷成候所^ニ、福田村主殿之助・長山村新右衛門・伊地山村与右衛門・大崎村内藏之助・あらけた村与右衛門、右五人扱被申候^ニ付互^ニ和談^ニいたし、いそばなの右之堺之通り極メ申候、此度在所^者罷歸り、いそばなの古堺^{彌々}末代まで証拠^ニ罷成候様^ニ、両方立寄記を可仕候、自今此堺互^ニ急度相守可申候、若シ末代^ニ成何方より違乱候共、此証文取かわし候上^者御 公儀様へ申上、違背之方曲事^ニ可罷成候、只今迄^(俵取カ)の互^ニ無申分和談仕候、為後日如件、

寛永拾九年

午三月七日

大根村

勘解左衛門印

太郎兵衛印

隼 人印

大根村には寛永十九年三月七日付取替証文の写しが史料2を含めて三点残されている。⁽⁹⁾欠損や写し違い等はあるが、同一史料とみられる。史料2は宛先を欠いているが、別史料から本矢作村の玄番・市郎右衛門・治郎左衛門へ宛てられたものであることが分かる。差出・受取の人物ともに各村で名主など村役人を勤める者たちである。

この取替証文によると、発端等の詳細は不明だが、寛永期に本矢作村と大根村との間で野境論が起きた。江戸での公事となるころへ、扱人が入り和談、つまり内済となり、礮花の境が決定した。これにより江戸から帰村し、礮花の境について後の証拠となるように本矢作村・大根村双方が立ち会って印をすることとしている。今後はこの証文を

もって境を守るように、という内容となっている。江戸時代の訴訟制度においては、基本的に内済つまり示談で済ませることが望まれ、江戸へ出る前のみならず、江戸での吟味・裁定を待つ間でも扱人といわれる仲介者が訴答を仲立ちし、示談交渉にあたった。寛永期の境論で扱人となったのは、論所周辺村の名主である福田村の主殿之助、長山村の新右衛門、伊地山村の与右衛門、大崎村の内蔵之助、あらけた（荒北）村の与右衛門の五名であった。

寛永期の野境論で決定した境のことを、史料2では傍線部のように「いそばなの右之境」、また「いそばなの古堺」と記述している。「右之境」のとおりに決めた、とすると、その前段に新規の境の場所を明確に示すものがあるように思えるが、史料2を見る限りそのような記述はない。別に絵図が作成された可能性はあるが、寛永十七（一六四〇）年の大根村と岩部村との野境論での新規境については、その取り決めの文言の中に「絵図のごとく」とあり、絵図がある場合にはそのことが明記される⁽¹⁶⁾。また、時代は下るが、承応三（一六五四）年に起きた大根村と返田村との野境論でも新規境が定められたが、この時は論所に扱人が立ち合って境を引いている。境を引いている間は論所の野へ訴答両村の百姓は一人たりとも出ることはず、境が決定したのちに双方ともに野へ出向き、扱人から新たな境の説明を受けるよう取り決めている⁽¹⁷⁾。こうした事例から鑑みるに、証文に絵図等の作成が明記されておらず、また江戸で境が決していることから、寛永期の本矢作村・大根村の野境論において新たな境が引かれたとは考えにくい。一方「古堺」であれば、従来から共通認識されているものとして、具体的な記述がないことも首肯できる。「右」と「古」の文字の写し違いという可能性が高かる⁽¹⁸⁾。

つまり、既にある境（古境）ゆえに寛永十九年の取扱証文には境の具体的な場所は明記されていなかった。そのため享保期に至り、訴答それぞれが主張する境＝寛永期に定めた境、との食い違いを生み出すことになったのである。

二、享保五年の野境論と礧花の利用

享保五（一七二〇）年の境争論の大概は裁許文から見とれるが、訴訟に至るまでの具体的な経緯、例えば発端と考えられる林の刈り荒らしがいつあったのか、などについて前稿では明らかにしえなかった。そこで、少々長文ではあるが、相手方となった大根村に残されている三通の返答書から、具体的な経緯を追い、争点を整理しておこう。

【史料¹⁹3】

乍恐返答書を以申上候

下総国香取郡大根村 訴訟人

杉浦采女御知行所 名主 八郎右衛門

山岡伝五郎御知行所 同名主 清左衛門

平岡藤左衛門御知行所 同名主 惣左衛門

大崎村定右衛門代判

中山三郎次御知行所 同名主 仁兵衛

廿五石入目百姓

① 一下総国大根村惣百姓・名主四人之者共乍恐申上候、大根村之惣高五百三拾壹石余之所に御座候、此度ひ本矢作村と境出入之場所^者大根礧花と申野地^三御座候、大根村新田かみやつと申て、百年余立来申候在所之前野にて、田地掛りいね干場毎日牛馬之立場、殊^ニ朝夕薪等牛馬のかい科ば之おも^三御座候^而、古来より大根村之支配に紛

無御座候処^三、此度本矢作村より田地懸りいね干場と書付差上申候得共、何年にも本矢作よりいねを壹把とし申たる御事も無御座、又^者牛馬之立場と書上申候得共、一切牛馬を立てはなし不仕候義に御座候、此義^者かみやつ之用場之義を偽替申上候御事、

一^②当二月五日に本矢作村玄番方より申被来候様^者、礒花台之義^者野中^者之道切矢作村之野地^三而、先年境論有之節福田村名主・伊地山村名主・あらけた村名主・長山村名主・大崎村名主、五ヶ村之人々取扱相済候^而、壹通ならず証文有之、早々野地相帰シ重^而手入無用と奪被来申候間、拙者共申候様^者、扱^者其義にて候か、此方大根村にてハ先年より支配仕来、殊^三元禄九年子ノ春古境之印共修理仕、互^三相守、弥々其野之入口野中之境之内^三「三十年來」「古來」より松林迄はやし、幾度も大根村より枝お取木を切自由致事、今日迄に互^三子細無之候、然共其元^三証文有之候上^者何とて違義可申や、其証文内見申右ノ場所相帰シ可申とて度々願ひ申候^へ者、玄番・刑部被申候様^者、内見いたさする事不罷成、場所にて被見候得と被申切候故、違論^三罷成、御地頭方迄御披露仕申候事、

一^③大根村に^者礒花台之書付とてハ壹通も無御座、先年之取替証文等所持仕者類焼いたし申、其節引替手形等も焼失仕申候、本矢作村へ大根村より入申候取替書御座候に、先年五ヶ村取扱に両村之道諍お申つぶし候や、古境と有之候様御座候、其証文之案趣^三末代迄之証拠に成候様^三印お仕、古境お相守候様と御座候と年入申候、尤古境とのみ御座候^而、名所付^者無御座候へ共、其先年より台と沢との折目お境と相守来候様^三奉存候、若当年本矢作村より申掛り申様^三中道切^三先年之扱相済申候^者、末代迄之証拠^三とてあらたに印を立不可仕と存入り、か様に申上候御事^者恐入申候得共、前々之口伝計お申分^三御座候、本矢作村所持之書付被召出及披見、大根村不届之様^三御座候^者、右之論所相帰シ可申御事、

- ④ 一台と沢との境折目が二ヶ村之境之正義^三可有御座候事、元禄九年子ノ春上みやつ吉兵衛と申山買人、二ヶ村懇意之者^二、折目之境印年久敷候へ^者見へ隠れ罷成申候^二氣お付、此ま、捨置候^而ハ末々六ヶ敷^二も罷成事とて、二ヶ村役人中へ咄合候^二、成程一段之心付とて双方之役人衆立合、右ノ古境之折目修理仕、段々印塚お仕、境相極メ申候御事、廿五年已前之御事^二御座候、其節吉兵衛末々二ヶ村之あんとお仕申とて、時ノ礼、又^者証拠なりとて、矢作村・大根村之山地おわり合、山壹枚吉兵衛^二支配為仕候、親子之代二代迄まき等わり所持仕申御事、
- ⑤ 一右之印塚お二月「五日」「十日」之夜中、皆々本矢作村よりかきつぶされ申候御事、
- ⑥ 一右申上候野口に「三十年來」「古來」より大根村より松林仕立置申候を、二月五日之夜中大小敷おしらへ申候分「五百」「七百五十」本、本切・中切^二切たおされ申候、然に此義お大根村よりきられ申候と偽替シ申候御事、
- ⑦ 一此入口之松林之通り道ノ内^二、出口之木戸番人^二大根村よりくれ置申候山壹枚御座候、是も大根村より諸事世話^二仕立置申候木戸お、兩持之木戸と偽替シ申上候御事、
- ⑧ 一本矢作村申上候書に、山割形を仕候と申上候、成程右番人が山之近処いね干ばにも不勝手、又者牛馬之立場^二も悪敷ところ有之しが、小百姓山に仕度由願い申候間、皆々相談にて大根地へ山式三枚くわあて仕申候事紛無御座候御事、
- ⑨ 一如此山形おいたし申程のわけからハ、たとえ本矢作村之松林なり共切可申答^三無御座候、殊^二大根村自分林分何とて中切二切すて可申事^三無御座候、是も大根村より切申候と申上候事、ばく大之偽に御座候御事、
- ⑩ 一杉浦采女様御事^者、二ヶ村御相領之義^二御座候へ^者、難義^二被思召入、双方呼よせ、互之理分御つくし被仰付申候様ハ、事立御^二公儀様被申^二も罷成候^而ハ御太切之御義^二候間、必々互^三少々之不足おいたし、扱之手人も有之、

其内分済候へ、若長々之御事^ニも罷成候へ^者相百姓之不為^ニ可被成かとふびんに被思召候故、追々扱お待よと被仰候処^ニ、本矢作村知足院・大根村西藏院先立て扱可申之旨、采女様御用人へ以飛脚訴へ申候へ^者、随分頼入と有之候、彼ノ二ヶ寺発とうにて本矢作村威徳院、長山村金藏院、右五ヶ村之末孫ノ名主共、二月廿七日^ニ四ヶ寺・五ヶ村立合大根村へ申来候^者、塚おつぶし松お切候事お扱之連衆^ニくられ候へともらい来申候、仍^而大根村より申候返答者、先ツ論^者境^ニ候、扱^者境引か本意に候間、古境成共新境成と何れもの思召通、先々境之埒お相極メ候へ、其上に二ヶ之品^者末へに候間、追^而相談可申と答へ申候へ者、五^ニ再三如此之間答にて、其日之七ツ時分^ニ扱之手入切^ニ申候、依^而二ヶ寺・森七郎兵衛殿へ扱のき申候之御披露状に、大根村より二ヶ之品おくれ不申故扱之連衆皆々のき申候と御座候、此文跡が本矢作村之咎之証文^ニ可有御座かと奉存入申候御事、右之趣、乍憚双方御 檢義之上にて、古境に被為仰付被下候^者難有奉存入候、

(中略)

是者委細すきたる口上書^ニ候へ共、六ヶ敷之道理共合点いたさすへきため、先々書印候、
其外三月廿七日ニ塚崩捕へ候事有之、六月之返答書^ニのせ置候、

平山八郎右衛門

平山本右衛門

この返答書から、事の発端は松林の刈り荒らしではなかったことが分かる。享保五年二月五日、本矢作村名主玄番^②が大根村に対し、礮花の野境は野中の道である、と言ってきた。これが発端である。玄番は寛永十九年の境争論の際の証文が複数通あり、これを証拠として現在大根村が使用している野地を返すよう迫った(②条目、以下丸数字のみ)。

大根村側は古境の印を元禄九（一六九六）年に修復したこと（詳細は④）と、大根村側の境内である野口に松林を立て利用していることを申し立てた。ただし証拠があるならば野地を返してもよいので、その証文を見せるよう願ったものの、玄番と、同じく本矢作村の名主の刑部は証文を見せなかったため、違論となったのである。この時、大根村においては、火災による焼失のため礮花に関する証文類が一切なく、⁽²⁾これまで境としてきたものは寛永期の野境論以前からの古境だと口伝されてきたものであった③。

本矢作村の玄番らとの諍いが起こった二月五日の夜中、野口の松林が伐り荒らされた⑥。さらにその五日後の二月十日夜中には寛永期の野境論での印であり、元禄期に修復した境塚二十四か所のうち二十二か所が崩される⑤。大根村の主張する古境の根拠が二つとも荒らされたため、大根村は領主へこれを訴え出た。前述した通り、大根村・本矢作村とも房総地域に多く見られる相給村落であるが、享保五年当時、両村に共通する領主であった杉浦氏は双方を呼び寄せ、扱人をいれてこの一件を収めようとしている⑩。扱人に立ったのは本矢作村の知足院・威徳院と大根村の西蔵院、長山村の金蔵院の四か寺と、寛永期の扱人の子孫である各村の名主たち五名である。彼ら扱人は二月二十七日に大根村に赴き、塚を崩した事と松を伐った事の扱いを申し出た。しかし、大根村はこの二点は境論から派生したものであり、境を決めることが先だと主張し、押し問答になっている。結局この日の七つ時分（午後八時頃）に扱人が退き、破談となった旨までが記されている。

ところで、史料3の返答書は後段の傍線部にある通り、「委細すぎたる」ため提出しなかったものの、詳細な経緯が知れるため書き記しておいたという。次にあげる実際に提出した「六月之返答書」からは、二月二十七日の破談後の経緯をさらに知ることができる。

【史料4】⁽²⁾

乍恐返答書を以御訴訟申上候御事

(中略)

一此論所境之儀、寛永拾九年本矢作村・大根村境論之節、福田村・伊地山村・荒北村・長山村・大崎村、右五ヶ村之名主中之取扱^二而、台と沢との折目^二有之候古来之堺塚通落居仕候、其已来^者古境通両村相守申候、然所^二本矢作村之者共当二月五日夜中大根村之林伐荒、其上同十日之夜中右之境塚廿四ヶ所之内廿二散々^二切崩申候^二付、早束御訴^二可罷上段、御地頭方^江相達候処^三、本矢作村知足院・同村い徳院・長山村之金藏院・大根村之西藏院・先年取扱被申候村々名主中、達^而取扱可申^与御座候^二付差控罷歸り申候^而、二月廿七日^二右四ヶ寺・五ヶ村名主中論所^二立合、取扱之儀不了簡^二御座候間、拙者共合点不仕候、依之三月十一日^二御訴訟^二可罷上段、御地頭方へ相達候所^三、本矢作村知足院又々御地頭方之程相趣□扱申と彼是可被申候故、段々間透延引^二罷成候間、翌十二日御奉行所様^江御訴訟^二罷上候得^者、本矢作村之者共同日同刻^二双方御訴訟^二罷上、御奉行様^而前後之論仕候へ^者本矢作村之者共御門内へ先^二入候由^二而、本矢作村訴状相納、拙者共八却^而返答^二罷成候御事、

(中略)

一本矢作村より境塚廿四ヶ所之内二月十日之夜木戸際^二而壹ヶ所崩掛候、又北ノ方之林之内境^二而壹ヶ所相残申候を、御差紙拙者共方^江相渡候已後、又々三月廿七日^二本矢作村之者共伐崩申上候所を、大根村野番之者共見付候^而、伝右と申者捕置候、此度先達^而早速御奉行様へ申上置候、本矢作村之者共段々理不尽我假仕候、乍恐以御檢儀御見分奉願上候御事、

右之通委細御尋之上、口上^二而具^二可申上候御事、

享保五年子ノ

六月十三日

大根村名主

八郎右衛門

清左衛門

惣左衛門

理兵衛

御奉行様

大崎村 定右衛門代判

一条目傍線部にある通り、二月二十七日の破談後、三月十一日に至り、大根村はこの一件を江戸へ訴え出ることを決め、領主へ知らせている。しかし、実際には大根村は本矢作村から訴えられる立場となるのであるが、その経緯が次のように記される。領主へ知らせた同日の三月十一日、扱人を退いた本矢作村の知足院が再び大根村に来て、訴訟の再考を促した。かれこれ話しているうちに時がたち、十一日の出訴は取りやめとし、翌十二日に勘定奉行へ訴え出した。ところが、本矢作村も同日同時刻に出訴しており、どちらが先に出したか吟味した結果、本矢作村が先に門内に入ったとして、本矢作村が訴訟方、大根村が相手方となったのである。本矢作村の出訴日は享保五年三月十二日であり、それに対する大根村からの返答書は六月十三日に提出されたことになる。前稿では史料の検討不足で出訴・返答書提出日を誤っていた。ここで訂正しておく。

三月二十七日には、論所で唯一残っていた境塚が崩されるといふ事件が起こる。これは本矢作村の者によるもので、大根村の野番が見付けその場で取り押さえ、その旨を奉行所へ届けている。その後の推移は裁許文にある通りだが、

大根村に残る返答書写しには、次のような具体的な記述がある。⁽²⁶⁾ 本矢作村の出訴後、訴訟として取り上げられることが決すると、立合絵図の作成が行われる。⁽²⁷⁾ 六月十三日には評定衆月番の吟味役所で吟味を三度受けたものの決せず、八月二十五日から九月二日にかけて論所見分のため検使が派遣された。検使は論所へ二度赴き、佐原陣屋で訴答双方から話を聞いている。⁽²⁸⁾ こうした吟味・見分を経て十月四日には立合絵図への墨引・押印がなされ、裁許が下され、野境論は落居することとなる。

前述したように、礮花では寛永期・享保期と二度にわたって野境論を起すことになった。結果、寛永以前の境界を守る事となるが、なぜこの地が諍いの場となるのであろうか。大根村が礮花をどのように利用していたのか、ということから考えてみよう。享保五年の裁許文（史料1）に「芝くれ」とある通り芝地であった礮花は、返答書（史料3）の一条目によると、慶長〜元和期に開発した新田である上谷の前野であり、刈敷などを調達し、稲干場としても使用する田地耕作のための野であった。また、毎日牛馬の放牧を行い、薪・牛馬の飼葉を調達する生活のための野でもあった。さらにこの野の入り口には元禄期頃から、松林が仕立てられていることが二条目からわかる。後述するが、この松林からは枝・木を採取・売却し、さまざまな村入用に充てていた。さらに八条目にある通り、稲干場にも牛馬の立場にもならないところを、本矢作村の百姓からの願いをいれ、百姓山として使用を許可していた。これは本矢作村での山野地の不足を思わせる。礮花において本矢作村の百姓山があること、そして境の証拠となる寛永期の証書類を大根村が所持していないこと、こうした状況が本矢作村に訴訟を起させたと考えられる。自らの主張の根拠をさらに強めようと起こした境塚の破壊が、結局敗訴の原因となったのである。

しかし、こうした地理的条件と古文書の焼失という状況のみが要因ではない。前述した通り寛永期から享保期にかけて、大根村は本矢作村以外の村々とも境争論を起しているのである。⁽²⁹⁾ これは当該地域の開発との関わりから考え

ねばならない。寛永期から享保期にかけては一般に新田開発が盛んに行われており、この地域においては台地上の開発も進んだ。台地上には山野地と畑地、そして幕府直轄の牧場が存在していた。元来、牧場の開発は禁止されていたものの、周辺村落の秣場や入会地として使われる中で、徐々に畑地や林が仕立てられていった。⁽²⁸⁾ こうした状況下、村々の開発実態をとらえるための見分等により境界の確定がなされていく中で、田畑耕作、そして生活のための野をより多く確保しようとする動きが、境を接する村々の間で争論をおこすきっかけとなっていたのである。

三、文政期の野境論と礮花利用の変化

享保五（一七二〇）年の裁許により礮花の野地を確保した大根村は、この地の利用方法を新たに設定する。次の史料からその様子を見ておこう。

【史料⁽³⁰⁾5】

乍恐以書付奉願上候

御四給様御知行所下総国香取郡大根村惣百姓惣代組頭嘉左衛門・組頭弥右衛門奉申上候、当村之儀^者享保年中本矢作村より相懸り芝地境出入有之、其節絵図御裏書を以御裁許^ニ右芝地之分不残当村地内^ニ相定被下置、右芝地続左右^ニ惣村持之山式ヶ所有之、右式ヶ所を相除キ、御裁許奉請候芝地之分御四給様^江申立御高^ニ準シ割山^ニいたし、銘々御給限り進退秣柴茹取田畑養育罷在候、然ル処其節惣百姓相談之上本矢作村境際通りより内之方四間余、北之方より南之方^江見通分凡長四百五拾間余^与申伝ひ^ニ、御四給様御林^ニ仕、地境相訳り居候処、此度北ノ方^ニ百姓持林之内凡百間余之場所^ニ生立候立木之分囲込、山岡伝五郎様御分名主清左衛門・組頭平右衛門・同五郎

兵衛、右三人申合セ売木致され、未夕根伐^者不仕候へ共、右鉢取計^二付、其段相断候へ共、中々以承知不仕、売木根伐仕候様申之^二付、不得止事御訴訟奉申上候、惣百姓持山之儀^者御野馬取勢子人足并日光道中大御通行之節御伝馬役相勤候村入用^二右山立木売木代金ヲ以足し合^二いたし来り候仕来り之處、境を打越持山立木売木致され候様成行候^而ハ一村相治り不申、百姓渡世も難相成、既^二山岡様御分小前百姓一同落日相嘆キ、右之趣相頼候^二付、則頼証文取之、私共兩人惣代を以右之段御嘆願奉申上候、何卒御慈悲ヲ以書面之逸々御憐察之上山岡様御分村役人共一同如何之儀^二而境を紛敷惣百姓持山之内立木売木可仕趣取計候哉、御吟味之上御利解被^二仰聞、自然強争申募候ハ、御四給御役人中様^二而場所御見分之上、以来右様之儀不仕候様被為^二仰付被下置度奉願上候、以上、

御四給御知行所

下総国香取郡大根村

惣百姓惣代

名主勘兵衛煩^二付代兼

組頭

嘉左衛門^印

同

弥右衛門^印

文政二卯年十二月

杉浦備後守様

平岡勇次郎様

御役人衆中様

史料5は文政二（一八一九）年十二月に大根村惣百姓代両名から相給領主のうち杉浦・平岡両氏に宛てて出された願書である。訴願内容は後述することとし、まずは礮花利用の変化を見ておきたい。享保五年の裁許をうけた芝地は、村全体の田地耕作・生活のための野から、地続きの惣村持山二か所を除き、すべて相給領主の支配高に応じて割り合う御林へと変化している。以降は領主分の百姓がそれぞれの御林から稈や柴を採取し、田畑を養育する品々を調達する形となっていた。除外された二か所の惣村（惣百姓）持山からは傍線部にある通り、隣接する幕府直轄牧である油田牧での野馬捕の際の勢子人足や、日光道中の伝馬役といった村入用に充てるために立木を伐採・売却する仕来りとなっている。こうした変化も享保期の新田開発との関わりが考えられる。享保期に開発した新田は一律幕府領となる上、林畑という新たな地目が策定され、これまでの林よりわずかではあるが高額な年貢が課せられることとなった⁽³¹⁾。境争論に勝ち確保した礮花の野を、幕府の新田とせず、領主御林とすることで、従前どおりの使用を保とうとしたと考えられる。

そしてそれが文政二年に至り、更なる境争論を引き起こしていくのである。次の史料と併せて争論の内容を確認しておきたい。

【史料6⁽³²⁾】

乍恐以書付御披露申上候

一 御知行所大根村惣百姓相談之上役人奉申上候義^者、四拾四年以前安永五年申年日光御社參諸入用^二付、字礮花台村林売木之節、本矢作村地境通り^二有之候松木野焼^ケ^三勢木不致候^二付立置候処、其後亦村入用出来^二付拾五ヶ年以前右村林売木仕候、其節四給立合之砌り山岡様名主清左衛門申候義^者、以前立置候場所此方之殿林ト覚候

与申故、然者何_一之義_二而其元之殿林過分_二御座候卜立合候役人共掛合仕候処、清左衛門申候義_者、右矢作村卜論所之節、私殿様佐渡御奉行御勤被成候間、其御最_三眞_二勝公事_二相成候間、右_二付村方より過分之御林附候間、御座候_一杯卜申故、然者御地頭所様_二何カ其訳相分り候書付_三而も御座候事も難計候間、其義相分り候迄伐可殘シ卜相談之上立置候場所、当十月山岡様御林御_三払_二付御用人様御下り被成見分之節、名主清左衛門案内_二而右論所之場無沙汰_三不殘壳不被致候、依之_二惣百性一同相談之上_三給役人共山岡様組役人_二江掛合仕候得共、相分り不申候故、四給一同立合_二而御林内見可致趣申候へ共、清左衛門申様此方_二而者先達_而御用人御見分之上_三御座候へば内見不相成旨申候間、殘ル_三給立合_二而組々御林内見仕候処、大_三牀御高_二順_シ候様_一御座候へ_者、右論所場_者村山_二相違無之様_二相見へ申候、仍_而御地頭所様_江御訴可申候旨相答_エ候処、清左衛門申様各出府之義_者日延被下何レ私出府仕候ハ、何様可相分ル卜申故、差控_エ候処、其節同村四郎左衛門并_二隣村大寄村三郎右衛門・返田村勇右衛門右三人之者何分内濟仕度卜申候故、内濟之趣承り候処、右論所之場清左衛門申候義_者、御用人様御見分之上_二御座候へ_者、村林_二致_シ候_而私御地頭所様_江相立不申候、何卒私所持之山替地_二出_シ可申候間、右様_二内濟致被下_一清左衛門申_二付、左様相成候ハ、内濟仕度卜右三人被申候間、役人共并_二惣百性相談仕候へ共、左様_二致_シ候_而山岡様御林過間_二相成候故、給々御地頭所様_江難相立候間、三給一同不承知_二而内濟_二相成不申候、仍_而清左衛門出府仕候、万_一依申立_二御地頭所様御苦難_二相成候義も難計候間、右之趣御披露奉申上候、以上、

文政二年卯極月日

大根村

名主代

組頭 嘉左衛門_印

杉浦備後守様御内

平川覚之進様

文政二年に起こった境争論は他村とではなく、大根村内のものであった。享保五年の裁許以後、礪花は相給領主である旗本山岡氏・杉浦氏・平岡氏・中山氏それぞれの御林と、村入用のための惣村持山二か所となっている。争点となったのは山岡氏御林と惣村持山の境である。史料6によると安永五（一七七六）年の日光社参⁽³³⁾の諸人用を賄うため惣村持山（「村林」）から立木の伐採・売却を行った際、生育不足のため一部を伐り残すこととなった。その後「拾五ヶ年以前」とあるので文化二（一八〇五）年頃だろうか、再び村入用のため惣村持山を利用した。この時、四給の村役人が立ち会う中で、山岡氏分の名主清左衛門が以前伐り残した分は山岡氏の御林である、と主張したのが事の発端である。この時点では確証がないとして再び伐り残しとなったが、文政二年十月に至り山岡氏の御林の伐採・売却を行うとして用人の見分が行われた際に、清左衛門がその場所を山岡氏の御林として案内、立木の売却が決定された。これに異を唱えた惣百姓は御林の内見を行い、高に応じた割合になっていること、ゆえに論所は惣村持山であることを確認した。史料5では、境を越えて立木を売却されては百姓渡世もなりがたいとして吟味・見分を別の領主である杉浦氏・平岡氏へ願ひ出ている。

山岡氏分名主の清左衛門は、大根村の四郎左衛門・大崎村の三郎右衛門・返田村⁽³⁴⁾の勇右衛門に扱いを頼み、論所はすでに山岡氏御林と見分を受けてしまったため、清左衛門所持山との替地を提案し、内済を願ってきた。他の三給からは山岡氏分のみが過分になるため不承知として出訴したが、翌三年正月には新たな扱人により村方大勢の者へ三両が支払われ、清左衛門の願いの通り論所を山岡氏分御林とすることで内済⁽³⁵⁾している。

この境争論で注目すべきは、清左衛門が山岡氏分御林は他の領主より過分にあると主張した根拠である。史料6に

は、なぜ過分にあるのか、という他の村役人たちからの問いに、本矢作村との境争論の際に、山岡氏が佐渡奉行を勤めており、その最頂で訴訟に勝ち、村から過分の林が分けられたと聞いている、と答えている（傍線部）。享保当時の領主である山岡伝五郎景顕^⑧は確かに佐渡奉行を勤めているが、その在任期間は本矢作村との境争論の裁許以後となる享保七（一七二二）年二月から同十一年二月であり、事実ではない。しかし、領主の役職によって幕府の判断が左右される、という認識とともに、史料3の四条目からもわかるように、境界について大根村に益した者へ何らかの見返りがある、という認識が当該地域にあったことが窺えよう。

おわりに

本稿では享保五（一七二〇）年の本矢作村と大根村の野境論について、大根村に残る史料からその発端と訴訟への経緯、そして裁許をうけるまでの詳細を検討してきた。論所となった礒花では、寛永期の境争論の結果が享保期の境の根拠となり、さらに文政期に至って享保期の訴訟の経緯を理由とした争論が起きていた。礒花を含めて、江戸初期から中期にかけて起こる大根村での複数の境争論は、野の利用や新田開発と密接な関係にあったことが窺える。

加えて、この地域での山野の利用についても検討を行った。大根村では、近隣村間での山の融通や、相給領主の支配高に応じた林の割合、山師への優遇などが行われていたことが明らかとなった。これが時期や地域特有のものかについては、この地域内外の事例の集積が必要であろう。また、訴訟時には多くの扱人が入るが、境界を決める際の手続きなどを事例としてあげた。享保期には寺院が扱人となるが、同種の訴訟でありながら寛永期・文政期には見られないことも指摘しておきたい。

検討の過程で見いだせるのは、文書のもつ証拠能力の高さであろう。大根村は寛永期の証文を焼失したことで、本

矢作村の主張を退けることができずに、松木や境塚荒らしなど、さらなる事態の悪化を招いた。史料3の返答書は後段の傍線部にある通り、「委細すぎたる」ため提出しなかったが、詳細な経緯が知れるため書き記しておいたものである。大根村では繰り返される訴訟の中で複数の証文や返答書、裁許文の写しを作成し、その後も村用書類の維持・把握を行っている。⁽³⁷⁾これは今後同様なことが起きた時の備えとしてのものだろう。大根村名主の平山本右衛門は返答書を写した後に裁許までの経緯を記したうえで、次のように詠んでいる。⁽³⁸⁾

言い捨し口のすさみはあと遠く　むかし語ひ筆の跡のみ
伝聞の危うさとともに、記された証拠Ⅱ文書の重要性を実感する本右衛門の心情が窺えよう。

註

- (1) 貴重書番号四二四〇、法量縦一七四・五×横二五五・三種、なお、本史料は國學院大學のデジタルライブラリー「貴重書・コレクション」の画像データ 史学・法学関係」でも絵図・裁許文とも閲覧可能である。
- (2) 拙稿「國學院大學図書館所蔵『下総国香取郡本矢作村・大根村野境論裁許絵図』の解題と翻刻」『國學院大學校史・學術資産研究』第八号 平成二十八年三月発行
- (3) 享保五年当時の評定衆は次の十一名である。なお、史料1での表記を合わせて記載しておく。
- 勘定奉行寛平太夫正鋪／寛平太（知行高一〇〇〇石）、勘定奉行駒木根肥後守政方／駒肥後（二七〇〇石）、勘定奉行大久保下野守忠位／大下野（二三六〇石）、勘定奉行伊勢伊勢守貞敷／伊伊勢（一〇三〇石）、勘定奉行水野伯耆守守美／水伯耆（一四〇〇石）、南町奉行大岡越前守忠相／大越前（一九二〇石）、北町奉行中山出雲守時春／中出雲（一五〇〇石）、寺社奉行土井伊予守利意／土伊予（二万三〇〇〇石・三河国西尾藩）、寺社奉行松平対馬守近偵／松対馬（二万二〇〇石・豊後国府内藩）、寺社奉行牧野因幡守英成／牧因幡（三万五〇〇〇石・丹後国田辺藩）、寺社奉行酒井修理亮忠音／酒修理（二〇万三五〇〇石・若狭国小浜藩）

- (4) (2) 図2「論所周辺の景観」参照のこと。
- (5) 大根村・本矢作村とも、油田牧の役を負擔する「牧付村」九か村のうちに含まれる。(大谷貞夫「近世の油田牧と牧付村々」『佐原の歴史』二号 平成十四年、のち同『江戸幕府の直営牧』岩田書院 平成二十一年に所収)
- (6) (1) に同じ。なお、本稿に掲載した翻刻については、漢字の旧字・異体字は常用漢字・通行の字体に改め、変体仮名は助詞の「与」「者」「江」はそのままとし、小字右寄せとした。また、適宜読点・並列点を付した。闕字表記は、闕字は一字、平出は二字あけとした。虫損は□で示し、文字抹消は抹消された部分を「」でくくり、「」に訂正した文字を入れた。
- (7) この検使は「川除堤方御手代」中里條右衛門と荻野藤八の兩名である(伊能三郎右衛門家文書「部冊帳」『佐原市史資料 編別編二』佐原市、平成九年)。
- (8) 平山勘解由家文書B-19。この史料には端裏書に「本矢作村^江遣シ候手形の扣」とある。
- (9) 平山勘解由家文書B-20・21
- (10) 下総国香取郡福田村は論所北西に位置する村で、寛永十九年当時の村高は一四七石余、領主は旗本新見氏。油田牧の役を担う野付村の一つであった。
- (11) 下総国香取郡長山村は論所南西に位置する村で、寛永十九年当時の村高は二四七石余、領主は旗本山岡氏。油田牧の霞郷の一つ。
- (12) 下総国香取郡伊地山村は論所北に位置する村で、寛永十九年当時の村高は二九九石余、領主は旗本中根氏。油田牧の野付村の一つであった。
- (13) 下総国香取郡大崎村は大根村西に位置する村で、寛永十九年当時の村高は九四二石余、領主は旗本広戸氏・中山氏・平岡氏の相給。油田牧の野付村・霞郷、矢作牧野付村の一つであった。
- (14) 下総国香取郡荒北村伊地山村の北に位置する村で、寛永十九年当時の村高は四九二石余、領主は旗本大久保氏。
- (15) 傍点は筆者補注。この「右」・「古」についてはほかの2点の写しも同様の記述となっている。
- (16) 寛永十七年八月十七日「下総国岩部村御運上野野塚之事」(平山勘解由家文書A2-5-1)
- (17) 承応三年三月十八日「指上申手形之事」(平山勘解由家文書B-17)に「□(曖)之衆塚ひき被申候時分両郷之百姓一人も野へ罷出申間敷候、堺曳被申候以後、双方野へ罷出、曖衆中ニ曖塚目ヲ承、其通り堅相守」とある。

- (18) この取扱証文は三通ともに写してあるが、寛永当時のものではない。その誤字・脱字の系統から見ても、おそらく享保期の境論の際に写された一通をさらに書き写していったものと考えられる。
- (19) 平山勘解由家文書B-15
- (20) 本矢作村は油田牧の野付村の一つで、名主根本玄蕃(玄蕃)は、代々油田牧の牧士を勤める家であった。
- (21) (8)(9)の寛永期の取替証文は、大根村から本矢作村に提出したものの写しである。享保期の訴訟時に提出された証拠を、大根村が写したものである。本来大根村に残るはずの本矢作村からのものは、「六十卷年已前」に焼失している(平山勘解由家文書B-22中略部分)。
- (22) 平山勘解由家文書B-22
- (23) 平山勘解由家文書A-2-59-1に次のようにある。「(前略)此論二月五日本矢作村より被取掛、相絵図 被仰付御絵図出来申、六月十三日御評席へ罷上り、双方絵図引相済、其日直御吟味へ被仰付、御月番様御吟味役所にて吟味三度被申受、未埒^ニ付て、八月廿五日御検使御下り、野場へ二度御出、左原御陣屋^ニ而双方対決有之、九月二日御上使御立被遊、其後十月四日之御評定^ニ而^ニ当村得理運、御絵図御裏書之御証文頂戴仕候、目出度為念先々断書置候、以上、平山本右衛門(後略)」
- (24) (享保五年)六月三日「引替手形之事」(平山勘解由家文書B-5-3)には、立合絵図の下図作成に関する取り決めがなされている。
- (25) 伊能三郎右衛門家文書「部冊帳」(『佐原市史資料編別編』二佐原市、平成九年)によれば、この時、近隣十二か村の名主・組頭への尋問、刈り取られた松木の探索などもあわせて行われている。
- (26) 上谷(カミヤツ)は大根村礮花と谷を挟んで東に位置する台地上に開かれた新田である。
- (27) 返答書には「三十年来」を抹消し、「古来」へと書き替えを行っている。おそらく、本来は「三十年来」であったところを、利用の根拠を強調するためにそのような記述が行われたと考えられる。享保五年より三十年ほど前とすると元禄三(一六九〇)年前後であろう。
- (28) (16)(17)参照のこと。
- (29) 牧場の開発については拙稿「享保期佐倉牧における新田「開発」の特質」(地方史研究協議会編『北総地域の水辺と台地―生活空間の歴史の変容―』平成二十三年、雄山閣)参照のこと。

- (30) 平山孝雄家文書A-17-8
- (31) (29) 参照のこと。大根村でも享保十六(一七三二)年の検地で油田牧の野場入場において十七石余の持添新田・大根新田を高請けしている(享保十八年六月「下総国香取郡大根村大根新田(明細帳)」平山勘解由家文書A-2-78)。大根新田は新田検地に先駆けて、享保十二(一七二七)年段階で幕府代官小宮山全進昌世により年貢永が課せられており(平山勘解由家文書B-33-3など)、大根村の新田開発も享保期の当該地域に多く見られる従前からの牧地利用を事後承諾した形と考えられる。
- (32) 平山孝雄家文書A-17-1
- (33) 安永五年四月十三日出立の、十代將軍家治による日光社参を指す。
- (34) 下総国香取郡返田村は大根村の東に位置し、文政二年当時の石高は二七四石余、領主は旗本小笠原氏・江原氏・日根野氏・幕府領の相給であった。また油田牧の野付村の一つであった。
- (35) 文政三年正月「差上申濟口証文之事」(平山孝雄家文書A-17-5)。この時の扱人は返田村三左衛門と佐原村治兵衛であった。
- (36) 『寛政重修諸家譜』十七卷三六六頁。景頭は享保五年当時御徒頭であった。ほかの相給領主の役職は次の通り。なお()内の丸数字は寛政譜の巻数、算用数字は頁数を指す。杉浦勝長Ⅱ御書院番(974)、平岡正親Ⅱ大番組頭辞職(1748)、中山勝頭Ⅱ小普請(1243)
- (37) 嘉永三(一八五〇)年八月二十日「諸帳面目録帳」(平山孝雄家文書A-23-9)
- (38) (23) に同じ。
- (付記) 本稿執筆の史料閲覧にあたり、平山富子氏・平山孝雄氏、香取市教育委員会生涯学習課文化財班の川口康氏にご協力いただいた。記して謝意を表します。